

政令第 号

平成十二年から平成十六年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じじん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成十六年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成十六年」を「平成十七年」に改める。

第一条の表中「平成十六年」を「平成十七年」に改め、「第五条まで」の下に「、第十一条の二」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

平成十二年から平成十六年までの間の火山現象による激甚災害で東京都三宅村の区域に係るものについての災害の期間を平成十二年から平成十七年までの間に改めるとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として森林災害復旧事業に対する国の補助を指定する必要があるからである。

平成十二年から平成十六年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案要綱

一 平成十二年から平成十六年までの間の火山現象による激甚災害で東京都三宅村の区域に係るものについての災害の期間を平成十二年から平成十七年までの間に改正すること。

二 当該激甚災害に対し、森林災害復旧事業に対する補助措置を適用すること。